

平成20年12月4日

江差町議会議長 打越東亞夫 様

江差町議会活性化対策に関する調査特別委員会

委員長 飯田 隆



### 委員会の中間報告について

本委員会に付託された調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告いたします。

#### 1 調査事件

平成19年第4回定例会 発議第18号

江差町議会活性化対策に関する事務調査について

#### 2 調査の経緯

本委員会は、平成19年12月13日、平成20年2月29日及び10月31日、11月18日の4日間会議を開催し、議会の活性化対策について調査・検討してきた。

今後も引き続き調査・検討を進めるも、地方自治法の一部改正に伴い取り急ぎ検討すべきことについて、先行し下記のとおり意見を付して報告する。



## 意 見

議会議員の報酬と費用弁償のあり方について、地方自治法の一部改正（平成20年6月公布）に伴い議会活動範囲の拡大から「議員協議会」が本議会並びに各委員会活動等と同様に「議会活動として位置付することができる」とされたことから、江差町議会においても議会活動充実のため、江差町議会会議規則の一部改正をすることし、これに伴い費用弁償のあり方についても早急に整理する必要があることから調査・検討を進めてきた。

当議会においては数々の活性化対策並びに節減対策を進めてきたところであるが、「会議出席費用弁償」の支給については、地方自治法の改正により「議員協議会」が「全員協議会」として正式な議会活動と位置付けられ、今後一層議会活動の場として活用されることを踏まえ、当議会における会議出席費用弁償については、下記のとおり整理をすべきものであると考える。

### 記

1. 江差町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第2項の別表第2に定める日当については廃止を検討するべきである。
2. 江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条の2の別表第1に定める「会議出席費用弁償」については、議会議員が委員として就任している場合、議会議員には支給しないこととすべく、検討するべきである。
3. 施行については、各関係条例等の整備を踏まえ平成21年4月1日とすべく、検討するべきである。